

兵庫県立淡路医療センター院内保育所運営事業者選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立淡路医療センターの指定場所において、兵庫県立淡路医療センター院内保育所（以下、「院内保育所」という。）を運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和3年9月8日

兵庫県立淡路医療センター院長 鈴木 康之

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立淡路医療センター院内保育所運営業務委託事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立淡路医療センター院内保育所運営業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 施設の概要

① 所在地

兵庫県洲本市塩屋1-1-137

② 施設の名称

兵庫県立淡路医療センター院内保育所

(4) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（地方自治第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。

なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績等のある者

近畿府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、徳島県に本社又は営業所等を有する法人等であって、保育施設の運営実績が5年以上継続してあること

(2) 許認可等の取得者

本運営業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

(3) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者等が次の①から⑩までのいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

② 兵庫県から指名停止措置を受けている者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

④ 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立てまたは通告がなされた者及びその開始命令がされている者

⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者

⑥ 認可外保育施設指導監督の指針（平成14年7月12日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を遵守していない（できない）者

⑦ 国税及び県税を滞納している者

⑧ 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者

⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

⑩ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- ア 心身の故障により業務を適正に行うことができない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 暴力団の構成員等

3 参加手続

(1) 事務局

〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋1-1-1 37
兵庫県立淡路医療センター総務部総務課
電 話 (0799) 22-1200 (代)
FAX (0799) 24-5704

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和3年9月8日(水)から令和3年9月22日(水)までの午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3(1)事務局及び兵庫県立淡路医療センターホームページ (<https://www.awajimc.jp/>)

(3) 参加申込書及び関係書類

ア 参加申込書提出方法

募集要領に定める様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年10月1日(金)まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、令和3年10月1日(金)必着とする。

ウ 提出場所

上記3(1)に同じ

エ 提出書類

募集要領に定めるもの

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

令和3年9月16日(木)から10月1日(金)までに、募集要領に定める様式により事務局へ郵送又は電子メールで提出すること。

イ 回答方法

令和3年10月6日(水)午後5時までに、全参加者に対し電子メールにより回答する。

(5) 現地見学会

ア 日 時

令和3年10月12日(火)～15日(金)の間

イ 集合場所

兵庫県立淡路医療センター総務部総務課

ウ 参加人数

1事業者2名まで

エ 申込受付期間

令和3年10月1日(金)から令和3年10月6日(水)まで

オ 申込方法

申込受付期間までに法人名・参加者氏名を上記3(1)の事務局まで電話により申し込むこと。

カ その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、現地見学会の開催を中止する場合があります。

(6) 提案書等

ア 提案書提出方法

募集要領に定める提出書類、様式等により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 提出期限

令和3年10月18日(月)まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、令和3年10月18日(月)必着とする。

ウ 提出場所

上記3(1)に同じ

エ 提出書類、資料

募集要領に定めるもの

4 委託候補者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立淡路医療センター院内保育所選定プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において、書類審査及び下記ヒアリングに基づき行う。

(2) ヒアリング(プレゼンテーション)の実施

① 日 時 令和3年10月20日(水)

※実施時間等詳細については、参加者へ別途通知する。

② 場 所 兵庫県立淡路医療センター内

③ 所要時間 1社1時間程度(質疑応答を含む。)

(3) 委託候補者の選定方法

委員会の選定結果に基づき、委託候補者を決定する。

(4) 当選者の通知

委託候補者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(5) 選定後の取り扱い

委託候補者は、兵庫県立淡路医療センターの院内保育所運營業務委託の受託予定者となる。

(6) その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、ヒアリングを非対面のWeb形式にて実施する場合があります。

5 その他

(1) 留意事項

ア 応募者は応募書類の提出を持って本募集要領の記載内容及び条件を承諾したものと見なす。

イ 応募に関する費用は応募者の負担とする。

ウ 応募に係る一連の手続きおよび契約に関する手続において使用する言語および通貨については、日本語および日本国通貨に限るものとする。

エ 提出された応募書類の変更はできないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正はこの限りでない。

オ 提出された応募書類は返却しない。

カ 次のいずれかに該当する場合は、原則として失格とする。

① 提出期限を過ぎてから応募書類の提出があった場合。

② 応募書類に虚偽の記載があった場合。

③ 本募集要領に違反すると認められた場合。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要領による。